

フードバンクオープンリストへの掲載に関する規程

令和8年3月19日

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課

第1章 総則

(趣旨)

第1 食品寄附者とフードバンクとのマッチングを促し、食品寄附者からフードバンクへの未利用食品の提供拡大につなげることを目的として、フードバンクの活動情報を取りまとめ、「フードバンクオープンリスト」として公表する。本規程は、同リスト（以下「オープンリスト」という。）への掲載等に関し必要な事項を定めるものである。

(対象)

第2 オープンリストに掲載するフードバンク（主として、食品関連事業者その他の者から未利用食品の寄附を受けて、こども食堂、生活困窮者、福祉施設等に未利用食品を無償で提供するための活動を行う団体をいう。）は、次の各号に定める要件を全て満たすものとする。

- (1) 日本国内に事務所を有すること
- (2) 法令等に係る違反がないこと
- (3) 反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する団体等ではないこと
- (4) 前各号に掲げるもののほか、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある行為を行っていないこと

第2章 申請・変更等の手続き

(申請)

第3 オープンリストへの掲載を希望するフードバンクは、別記様式に必要事項を記載し、当該フードバンクの主たる事務所が所在する都道府県の管轄区域の地方農政局、北海道農政事務所又は内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）に提出するものとする。

(変更・辞退)

第4 オープンリストに掲載されたフードバンク（以下「掲載フードバンク」という。）は、掲載情報の変更又は掲載の辞退を希望するときは、当該フードバンクの主たる事務所が所在する都道府県の管轄区域の地方農政局等に申し出るものとする。

(取消)

第5 国は、掲載フードバンクが、次の各号のいずれかに該当する場合、オープンリストへの掲載を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により申請したと認められる場合
- (2) 第2各号のいずれかの要件を欠くに至ったと認められる場合
- (3) 活動実態がない、又は長期にわたり活動を休止していることが判明した場合
- (4) その他掲載フードバンクとして適当でないと認められる場合

2 国は、前項の規定による取消を行った場合、その旨を当該フードバンクに速やかに通知するものとする。

第3章 雑則

(規程の改正)

第6 必要に応じ、本規程を改正する場合がある。

(事務の所掌)

第7 オープンリストへの掲載に関する事務は、農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課及び地方農政局等において所掌する。地方農政局等の管轄区域は別表参照。

(その他)

第8 本規程で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

本規程は、令和8年3月19日から施行する。

別記様式（第3関係）

フードバンクオープンリストへの掲載に係る申請書

年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

1 申請内容（該当項目に○を付ける）

新規 変更 辞退

（注）変更の場合は2以降の変更箇所のみを記入。辞退の場合は2以降の記入は不要。

2 フードバンク活動団体の概要

（1）基本情報

団体名称	
郵便番号	〒
住所	
電話番号	
FAX	
メールアドレス	
ホームページURL	

(2) 理念・活動情報

基本理念	
主な活動内容	
団体の設立年	
フードバンク活動の開始年	
法人格の取得の有無	

(3) 取扱・受入条件等に関する情報

主な取扱品	
特に求めている品目	
受入条件	
受入可能日	
駐車可能な車両のサイズ (単位：トン)	
冷蔵・冷凍設備の所持の有無	
主な提供先	

(4) 食品取扱量等に関する情報

年度	食品取扱量 (単位：トン)			野菜の時期・品目
	全体	うち、 他のフードバンク からの受入量	野菜の取扱量	
○年度				
○年度				
○年度				
○年度				
○年度				
○年度				

※年間取扱量が確定している年度のうち直近6年分を記載

別表（第7関係）

地方農政局等	管轄区域
北海道農政事務所 消費・安全部 消費生活課	北海道
東北農政局 消費・安全部 消費生活課	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局 消費・安全部 消費生活課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局 消費・安全部 消費生活課	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局 消費・安全部 消費生活課	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局 消費・安全部 消費生活課	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局 消費・安全部 消費生活課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局 消費・安全部 消費生活課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課	沖縄県